

壱岐市農業委員会定例会（平成28年5月）

議 事 録

1. 開催日時 平成28年5月25日（水） 午前9時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 26名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第25号 農地中間管理事業農用地利用集積計画の決定  
について
  - 議案第26号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画  
(案)に関する意見について

7. その他

---

開 会 （ 午前 9 : 0 0 ）

事務局 皆さん、お早うございます。定刻になりましたので、只今から平成28年5月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番 …委員さん、…番 …委員さん、…番 …委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は30名中27名で定数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは、早速これより議事に入らせて頂きます。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番 …委員、…番 …委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議書記には事務局、…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。

所有権移転の案件が5件あがっております。受け手は全て個人ですので農業生産法人要件の適用はありません。また、農地を売り渡すこと等を目的とする信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、売買・贈与・交換ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、全部効率利用要件、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと農作業常時従事要件、取得側が年間150日以上従事していること。下限面積要件、取得後の面積が50アール以上かどうか。地域との調和要件、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くこととなります。

12番 土地の所在

郷ノ浦町長峰本村触・・・・・・・・・・畑 331㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が14, 157㎡畑が9, 866㎡の計24, 023㎡です。

申請理由、譲渡人、相手方の要望により売却する。

譲受人、買い受けて耕作に従事する。ということです。権利の設定内容は売買です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料の作付けです。農機具はトラクター、ハーベスター、トラックです。田植は委託をされております。農作業暦は本人、47年、妻40年です。通作距離は50mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、自己所有農地の隣接地で今までどおり野菜を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月20日に・・・委員さん、譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 皆さんお早うございます。担当委員の・・・でございます。先程事務局の方からご説明頂きました通りでありまして、5月20日に事務局と立ち会いをいたしました。譲り受け人の・・・さんは、家の前に・・・さんの土地がありまして、小作を10年余りされております。また、認定農業者でもありますので、よろしくご審議をお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、12番は決定いたします。

続きまして13番の説明を求めます。

事務局

はい、13番 土地の所在、

勝本町本宮西触・・・・・・・・・・・・・・・・	田	480㎡
同じく・・・・・・・・	田	1,368㎡
同じく・・・・・・・・	田	300㎡
勝本町本宮西触・・・・・・・・・・・・・・・・	田	1,183㎡
同じく・・・・・・・・	田	35㎡
勝本町本宮西触・・・・・・・・・・・・・・・・	畑	1,202㎡
同じく・・・・・・・・	田	433㎡
勝本町本宮西触・・・・・・・・・・・・・・・・	田	2,301㎡
同じく・・・・・・・・	畑	186㎡
同じく・・・・・・・・	田	1,035㎡
勝本町本宮西触・・・・・・・・・・・・・・・・	田	1,301㎡

田が9筆で8,436㎡、畑が2筆で1,388㎡ 計11筆で9,824㎡です。

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が17,213㎡ 畑が1,388㎡ 計18,601㎡です。

申請理由、譲渡人、後継者に生前贈与する。譲受人、受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料の作付けです。農機具は、トラクター、コンバイン、ハーベラ、マニアスプレッター、軽トラです。田植機は法人所有分を利用されてあります。農作業暦は本人が10年、妻6年、両親、共に30年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今までどおりですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月20日に・・・委員さんと現地確認を行ないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 ・・・です。担当の・・・委員さんが病気療養中という事で代わりまして現地調査の立ち会いをさせて頂きました。・・・さんは、肉用牛と水稻を中心に経営をされております。今回、息子さんの方に経営を移譲するという事で農地等を贈与するという事でございます。問題はないかと思いますが、よろしくご審議を願いたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、13番も決定いたします。

続きまして14番の説明を求めます。

事務局 はい、14番 土地の所在、  
石田町石田西触・・・・・・・・・・ 田 1, 139㎡  
同じく・・・・・・・・ 田 110㎡  
計、田が2筆で1, 249㎡  
譲渡人、・・・・・・・・  
譲受人、・・・・・・・・

経営地は田が1, 845㎡ 畑が8, 105㎡ 計9, 950㎡です。

申請理由、譲渡人、圃場整備事業のため一旦合筆後、分筆登記されたが、本来の所有者に登記されていなかったため、今回、所有権移転登記を行う。

譲受人、現に耕作しており、所有権移転後も引き続き耕作に従事する。ということ。

権利の設定内容は贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・たばこ栽培です。農機具はトラクター、田植機、ハーベスター、軽トラです。農作業暦は本人、妻共に30年です。通作距離は1.5Km程です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「地域との調和要件」ですが、今までどおり水稻を作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行ないました。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 ・・です。今の説明のとおりでございます。今日はおいでになっておられませんが、5月の20日に、・・委員さんの立ち会という様な事で、昔の圃場整備の事で、さっきの説明の通りでございます。その時、忘れられた農地というような格好で名前が代わって無かったと言う様な事、違った名前の大畑さんになっているものですから土地の名前の移動と言う事でありまして、よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、14番も決定いたします。

続きまして15番の説明を求めます。

事務局 はい、15番と16番は関連がありますので、続けて説明させていただきます。

15番 土地の所在、

石田町池田西触・・・・・・・・・・ 田 452㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が7,096㎡ 畑が3,321㎡の計10,417㎡です。

申請理由

譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作物は水稻・イチゴ栽培です。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックです。田植機は組合のものを利用してあります。農作業暦は本人が60年、妻50年、子30年、子の妻10年です。通作距離は800mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、水稻を作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

16番 土地の所在、

石田町池田西触・・・・・・・・・・ 田 452㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が 10,091 m<sup>2</sup> 畑が 4,132 m<sup>2</sup>の計 14,223 m<sup>2</sup>です。

申請理由

譲渡人、譲受人、双方の要望により交換する。ということです。

権利の設定内容は交換です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稲、飼料の作付けです。農機具はトラクター、バインダー、ハーベスター、軽トラックです。田植機は組合のものを利用されてあります。農作業暦は本人、60年、妻 50年です。通作距離は 1.5 Kmほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。

「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、飼料を作付ける計画であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

5月20日に・・・委員さん、・・・さん、・・・さん立ち会いの下、現地確認をおこないました。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。  
・・・委員 担当委員の・・・でございます。今、説明がありましたように5月20日の日に両・・・さんと立ち会いを致した訳でございます。・・・さんの前の土地が、出入り口がないという事で耕作に不便をされておった訳でございますが、そのような件で今度、土地の交換の話合いが出来た訳でございます。耕作に対しては、何の支障もないと思っておりますが、よろしくお願いを致したいと思っております。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 問題は無いと思っておりますが、たまたま面積が同じですが、等積ですか。それと圃場整備地区内の農地ですか。

事務局 議長

議長 事務局

事務局 圃場整備地区内ではございません。・・・さんの農地相当面積分を・・・さんが分筆されて、交換という事になっております。

・・・委員 議長

議長 ・・・番・・・委員

・・委員 はい、わかりました。  
議長 外にご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、15番と16番も決定いたします。

続きまして議案第23号 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第23号 「農地法第4条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在、  
郷ノ浦町麦谷触・・・・・・・・・・ 田 128㎡  
同じく 882番8 田 509㎡ 計 2筆で637㎡  
転用目的、作業所用地  
申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地を漁船用テント、シーアンカー等を製造する作業所として利用したいので申請します。というものです。農用地区域除外は5月の27日に完了予定です。農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は5頁から7頁です。農業振興地域整備計画変更（除外）の折、・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局の方から説明がございましたように3月の会議の折に除外申請が出されている案件でございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第23号は意見を付して進達いたします。

続きまして議案第24号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、8頁をお開き下さい。議案第24号 「農地法第5条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

3番 土地の所在、  
郷ノ浦町志原西触・・・・・・・・・・ 畑 433㎡  
転用目的、住宅用地  
譲渡人、・・・・・・・・・・  
譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、家族7人で生活しているが狭隘なため、申請地に住宅の建築を申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は10頁から12頁です。5月20日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当委員の・・・です。5月の20日に事務局の方と申請人の方で立ち会いを致しまして、申請人の方から子供さんが4人、高校生の方を含めて育ちざかりの方がおられ、お父さんから譲渡を受けて、現在の住宅地の隣接地に新築をして手狭で不便なものを解消したいという事で是非という事でしたので、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第24号3番は意見を付して進達いたします。

続きまして4番の説明を求めます。

事務局 はい、4番 土地の所在、  
芦辺町諸吉本村触・・・・・・・・・・ 畑 868㎡  
転用目的、駐車場  
譲渡人、・・・・・・・・・・  
譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、廃棄物収集運搬業を営んでいるが、従業員の駐車場が不足しており、会社近くの申請地に駐車場を設置したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断をいたしております。

位置図、写真、配置図は13頁から15頁です。5月23日に・・・委員さんと譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・・委員 18番。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 はい、・・・です。おはようございます。只今の説明の通りでございます。5月23日現地を見させて頂いております。申請者は、し尿処理と廃棄物の収集運搬業務という事で・・・・・・・・・・という会社でございます。現在会社の事

務所付近は非常に狭隘な所で作業車、従業員の車の駐車場がないという状況で、今回100m程事務所から離れておりますが、駐車場を確保したいという事でございます。今、申されましたとおり農振農用地の区域外でありますし、また、譲渡をされる方は高齢の女性の方でありまして、これまでも殆ど耕作されておりませんし、今後も耕作の予定はないという事でございますので、やもうえないものと判断いたしておりますので、よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、4番も意見を付して進達いたします。

続きまして5番の説明を求めます。

事務局

はい、5番 土地の所在、

石田町南触・・・・・・・・・・ 畑 179㎡

転用目的、住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、子供が帰島予定で居宅が狭隘となるため、申請地に住宅の増築を申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、住宅が連たんしている農地でありまして、第3種農地として判断しております。

位置図、写真、配置図は16頁から18頁です。5月20日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 只今の説明の通りでございますけれど、ここの土地というのが、耕耘機がやっと入られるような小さかな所で、屋敷内、屋敷の近くというような事で、提案の宅地にして家を建てようという計画で、今の所はまだ子供が都会におりますが、帰って来るといようなお話しをしておられました。その前に農地であるので、農業委員会にかかりますよというような事で、事務局より説明もなさって頂きました。以上が今回、提案した議案の内容でございます。よろしく願いいたします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、5番も意見を付して進達いたします。

続きまして6番の説明を求めます。

事務局

はい、6番 土地の所在、

石田町石田西触・・・・・・・・・・ 田 495㎡

転用目的、住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

申請理由、会社役員の社宅を申請地に建築したいので申請します。というものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域外の農地で、農地の分類は、公共投資の対象となっていない市街化が見込まれる区域内にある農地でありまして、第2種農地として判断いたしております。

位置図、写真、配置図は19頁から21頁です。5月20日に・・委員さんと現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、関連委員さん補足説明ございましたら。  
・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 この件につきましては、去年、一昨年といろんな事で・・お兄さんになる訳ですが、ここに提案されて居られる・・さんが弟で、福岡の郵便局に勤めておるといような事です。農業をするにしても農業をしきらない。そういう間柄の中で、農地は相続したものであるけれど売却しようといようなお考えのようでございます。そして、今後こういう形で宅地はどうかと思いますが、やっぱり田にしてもトラクターが沈んで埋まり込むような所で圃場整備するのも大変という事等の都合で売却という事、その前に農地を除外という形になりますので、事務局さんをお願いという事になっております。以上が説明になるかどうかですけど、よろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、6番も意見を付して進達いたします。

続きまして議案第25号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 22頁をお願いします。議案第25号 「農地中間管理事業における農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められております。23頁の平成28年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用集積計画（公社借入分）の一覧表のとおりでありまして、再度22頁をお願い致します。長崎県農地中間管理機構として農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社が農地中間管理権を取得する計画が、賃借権設定のもので、田が10年間設定のもので8筆の10,631㎡となっております。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、何かご質疑はございませんか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようでございますので、議案第25号は

可決・承認といたします。

続きまして議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、24頁です。議案第26号「農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により意見を求められております。25頁の平成28年5月農業委員会 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）についての一覧表のとおりであります。再度24頁をお願いします。計画（案）につきましては、農地中間管理事業を実施する公益財団法人 長崎県農業振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が賃借権設定のもので、田が10年間設定のもので8筆の10,631㎡です。

この計画（案）については、全て農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項に掲げる各要件を満たしております。

なお、議案第25号の農用地利用集積計画の公告と、本配分計画案の決定は、同時施行といたします。

これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が利用配分計画を認可し、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますけど、ご質疑はございませんか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第26号につきましても可決・承認といたします。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら本日の定例の全日程を終了させて頂いてよろしいでしょうか。【はいの声あり】それでは、本日の会議の全日程を閉めたいと思います。どうもお疲れ様でした。